

福岡高等裁判所平成21年（行ケ）第1号選挙無効請求事件 判決要旨

【事案の概要】

本件は、平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、福岡県第2区の選挙人である原告が被告に対し、公職選挙法（平成14年法律第95号〈いわゆる区割改定法〉による改正後のもの。）

13条1項、別表第一の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区及び議員定数の定め（以下「本件区割規定」という。）が、人口分布に比例した定数配分をしておらず、憲法が規定する代議制民主制、選挙権の平等の保障に反する配分となっていて、憲法14条1項、44条に違反し無効であるとして、当該選挙区の選挙無効を求める事案である。ちなみに、本件区割規定による選挙区間の人口較差は、本件選挙当日時点での選挙人数を基準とすると、福岡県第2区は、最少の高知県第3区の2.048倍であり、最大較差（千葉県第4区が最多）は、2.304倍であった。

【主文】

1 原告の請求を棄却する。ただし、平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区福岡県第2区における選挙は違法である。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

【当裁判所の判断の要旨】

1 国会が選挙制度の仕組みを決定するについてどの程度の裁量権を有するか

(1) 国会が、選挙制度の骨格ないし大枠を決定するに当たっては、ことの性質上、国会に相当広範囲な裁量権を認めて差し支えないし、憲法も許容するものとみてよいけれども、ある選挙民の投じた一票が他の選挙区の選挙民が行使した一票と遜色のないものであること、すなわち、ある選挙民が投票に託したその意思が他の選挙民と同等の価値をもって（つまりは公正に）選挙結果に反映するかという点については、基本的には「誰もが過不足なく一票を有する」ことを理念として出発すべく、実際上投票価値の平等を完全完璧な形で実現することは不可能であるとしても、これを減殺する方向に後退することは許されず、ましてや、その理念を没却することは到底許されないと考える。したがって、国

会といえども、この点についての裁量の範囲は自ずから限定されるというべきである。

(2) しかし、区分選挙区制を採用する以上、具体的な選挙区割りを行うには線引きが必要不可欠な作業となるが、その線引きにあたっては、選挙区の決め方について長年、都道府県等の行政区画が不即不離に結びつき、多くの国民においてこれを基本的に承認してきたこと、今日、都道府県こそ地方自治の実質的な部分を占めているとみてよいこと等を考慮すると、憲法は、地方公共団体の中核としての都道府県に即して選挙区画を画定することを許容しているものと認めるのが相当である。ただし、その結果が、前述の「誰もが過不足なく一票を有する」との理念を没却するものとなるのであれば、その段階で見直すべきは当然である。

2 区画審設置法に基づく本件区割規定及び本件選挙について

(1) 試みに、人口比例原則を採用し、本件選挙が実施される約1年前である平成20年9月2日現在の選挙人数（＝選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数）を基にして、議員の総定数300を各都道府県別の選挙人数に応じて割り当てみると、都道府県別の較差は、鳥取県だけが1.6以上で、1.4台が1県、1.3台が4県、1.2台が5県で、あとはすべて1.2未満となる。

以上の結果からみると、最大較差1.6というのが1例みられることはやや問題ではあるが、その余はすべて1.5未満にすぎないことから、前記に述べた「誰もが過不足なく一票を有する」との理念を没却するまでには至らないので、以下に述べる一人別枠方式を採用せず、人口比例だけに基づく都道府県別定数配分制であれば、憲法も許容し、国会の裁量権の範囲を越えるとまではいい得なかったものと考える。

(2) 投票価値の平等は憲法が要求する最も重要な理念であり、かつ、これが民主主義の要諦であることからすれば、本来の人口比例原則から逸脱させる方式を採用することは、その導入の必要性も合理性もないであって、一人別枠方式は、その制定当時において、既に、違憲、違法だったと断ずるほかない。区画審設置法3条1項は、各選挙区の人口のうち、その最も多い者を最も少ない者

で除して得た数が 2 以上にならないようにする旨規定していて、較差が 2 以上にならないようにとの配慮をしているが、法文の規定の趣旨や書きぶりからみて、出来る限り 1 対 1 に近づけることを目標としておらず、「誰もが過不足なく一票を有する」との理念を指向していない点で、これを合憲的に解釈することは困難である。

(3) 本件選挙における議員一人当たりの人口数の最大較差は、平成 17 年 10 月実施の国勢調査結果で、1（高知県第 3 区）対 2. 203 であり、高知県第 3 区と原告が所属する福岡県第 2 区との間でも 2. 096 であり、また、較差が 2 倍を超える選挙区は 48 あったというのであるから、この結果は、憲法が要求する投票価値の平等理念を大きく逸脱するものであり、前記した都道府県別による人口比例原則による配分結果の最大較差である 1. 6 とも大きな差があるのであって、その結果をみても、容認できないことは明らかである。

(4) 当裁判所は、本件の一人別枠方式はその制定当初から、憲法が要求した投票価値の平等には明らかに反するものであると判断するうえ、前述したように、衆議院の選挙区割りの問題は、なによりも衆議院議員の存立基盤であることからすれば、他からの問題提起を待つまでもなく、さらには司法による救済的判断に安住することなく、自ら率先してその見直しを図るべきなのに、その努力をしない点が問題であって、選挙区割りの違憲判断に際して、いわゆる「合理的期間論」を採用すること自体疑問なしとしない。

仮に、本件区割規定が制定当時合憲であったとする立場をとったとしても、同規定は、その後の人口の変動等により、違法性を帯びるに至ったというべきであり、このような状態を是正する姿勢を全く見せないまま放置した国会の不作為は、国会の裁量の範囲を逸脱するものであるといわざるを得ない。

3 よって、原告の請求は、本件選挙における福岡県第 2 区の選挙の違法をいう点においては理由があるが、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮すれば、行政事件訴訟法 31 条 1 項前段の趣旨に準じて原告の請求を棄却し、選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。